社会福法人わくわく　役員報酬規程

（目　的）

1. この規定は、社会福祉法人わくわく（以下「法人』という。」の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

（定　義）

1. この規定において、役員等とは理事、監事、評議員をいう。

（報　酬）

1. 本法人の役員の報酬については、この規定の定めるところにより支給する。

法人は役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給する。

　　２　　理事長については、月額基本報酬及び業務に応じた報酬を支給する。

　　　　　月額基本報酬　５０，０００円

　　　　　業務報酬　　　５，０００円（時給）

　　３　　理事が渉外等の業務を行った場合は、時間当たり５，０００円を支給する。

４　　役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、次のとおり日額報酬を支給する。

　　　　　理事会・評議員会　　５，０００円

　　　　　尚、出席時の旅費については、３，０００円を支給する。

５　　役員のうち、決算や監査、法人及び施設の指導監査への立ち合い、その他会議以外で出勤した場合については、第4項に定める日額報酬を支給する。

（出張旅費）

1. 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

　２　　交通費は鉄道費、船賃、車賃、航空賃に要した費用を支給する。

　３　　宿泊費は宿泊に伴う出張に対して、一日当たり５，０００円を支給する。

４　　宿泊日当は、宿泊を伴う出張に対して、一日当たり５，０００円を支給する。

５　　その他出張中において用務に支出した通信費、輸送費及び雑費等は、領収書を持って実費を支給する。

（兼務役員）

第５条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規定を適用することができる。

（改　正）

1. この規定を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人わくわく評議員会、理事会の議決を経なければならない。

付　則　　この規定は平成２８年12月１日より施行する。

　　　　　この規定は令和３年6月　1日より施行する。